

在日民族団体をめぐる南北対立の構造変化と 1970年代韓国政府の民団政策の転換

成瀬友裕

(慶應義塾大学大学院)

はじめに

冷戦期、韓国を支持する「在日本大韓民国居留民団」(以下、民団)と北朝鮮を支持する「在日本朝鮮人総聯合会」(以下、総聯)の存在は、在日社会における南北分断の象徴であった。

1955年の総聯結成当初から大規模な支援を実施した北朝鮮とは対照的に、韓国では、李承晩政権の対日強硬姿勢により、民団が望んだ日韓会談の進展はみられず、民団に対する支援も十分に実施されなかった。民団は1952年10月、李政権に在日韓国人中小企業への融資等を要請したが、結局、李政権はこれを実行しなかった(鄭哲 1982: 51)。それどころか、李政権は、1955年8月、鳩山政権が北朝鮮の南日外相声明を好意的に受け取ったことを受け、対日強硬策として、在日韓国人の母国訪問禁止と対日貿易及び旅行禁止を決定した(閔智焄 2019: 120)。

特に、1959年12月に始まった在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業は、在日民族団体をめぐり北朝鮮が韓国に対する優位性を示す象徴的な事例となった。李政権にとって、在日社会における総聯の影響力拡大を防ぐという観点からも、帰国事業をめぐると日朝両国の接近を防ぐことは至上命題であった。しかし、帰国問題という難局を突破するため李政権が講じた対日強硬姿勢は、到底、効果的な外交手段とは言えなかった。

そして、北朝鮮による帰国事業の成功は、在日社会において総聯が優位な状況を生み出した。日本の公安当局の資料によれば、帰国事業が開始された後の1962年、総聯の勢力数は約20万人であった一方、民団の勢力数は約7万人であった(公安

調査庁 1981: 6)。

ただし、李政権に、在日韓国人を自国民として保護する意志がなかったわけではない(緒方 2018: 211-216)。しかし、民団に対する支援を進める上で障害となった李政権の対日強硬姿勢には、李承晩の日本に対する敵対意識が大きく反映された。外務部や駐日代表部は、李承晩の指示に従い動いたに過ぎなかった(朴鎮希 2008: 332-346)。

それでは、対日強硬姿勢をとった李承晩の退陣後、民団政策に変化が生じたのであろうか。朴正熙政権にとって、李政権期に生じた在日社会における総聯優位の状況に対応することが重要であった。そこで韓国政府が民団政策で重視したのは、総聯に対抗するため反共団体として民団を強化することであった(金太基 2000: 91)。朴政権初期の1962年11月には、韓国外務部が、反共団体として民団を「育成」という基本方針を策定した。こうした民団の育成方針は、朴政権期、韓国政府の一貫した方針であった。

一方、韓国政府は、民団の育成という基本方針を維持しつつも、1970年代後半、民団の育成方針を国家安保の観点から策定するようになった(外務部僑民1課 1979: 76)。民団の育成方針は、1960年代には、あくまで総聯に対抗するという水準に留まっていた。これに対し、国家安保に基づく民団の育成方針では、総聯に対抗するという水準を超え、韓国の安全保障上の脅威である総聯の弱体化を前面に打ち出すようになった。

具体的に、韓国政府は、1975年以降、民団と協力し、韓国の南部地域出身である総聯系の在日朝鮮人を訪韓させ、墓参の機会を設ける「墓参団事業」を実施した。韓国政府にとって同事業は、

総聯系の在日朝鮮人に韓国の発展模様を見せ、北朝鮮による総聯を通じた宣伝が虚偽、歪曲されたものであることを認識させることで、総聯の勢力を弱体化させるという「総力安保」の観点から展開された⁽¹⁾。

それでは、なぜ、韓国政府は、1970年代に入り、国家安保の観点から民団政策を展開するようになったのか。韓国政府の民団政策は1960年代から70年代にかけて変化しており、単に対日強硬姿勢を掲げた李政権の退陣という要因のみならず、朴政権期の民団政策の変化を規定した要因について検討する必要がある。そして、本稿が注目する要因は、北朝鮮及び総聯の動向である。

朴政権の民団政策を検討した先行研究は、その政策要因が「総聯に対応できる民団組織の強化」であったと主張する点で概ね一致している（金太基 2000、盧琦雲 2009、松浦 2017、東義大学校東アジア研究所 2022、イ・ジェフン 2024）。ただし、先行研究は、韓国政府及び民団という韓国側の動きのみを主に検討し、韓国政府の民団政策を規定する北朝鮮及び総聯の動向については詳細に指摘していない。そのため、1960年代から70年代にかけて韓国政府の民団政策が変化した要因について十分に論じられてこなかった。

こうした先行研究を踏まえて本稿では、韓国側の動きだけでなく、在日民族団体をめぐる南北対立を北朝鮮及び総聯の動向を踏まえて分析し、韓国政府の民団政策を南北対立の文脈で捉えることで、民団政策の転換要因について考察する。

特に、本稿では、大統領の考えが民団政策を左右した李政権期と異なり、朴政権期には、大統領や青瓦台が民団政策に積極的に関与したわけではなく、中央情報部と外務部、駐日韓国代表部（大使館）の3機関を中心とする官僚組織が民団政策を主導した点に注目する。

1. 在日民族団体の対立と駐日韓国公館による民団の統制

(1) 総聯の対民団工作と民団による警戒

38度線の存在しない日本という特殊環境において、常に相手団体と直接対峙せざるを得ない民

団と総聯による対立は熾烈を極めた。特に、1960年以降、総聯による統一戦線事業と民団の総聯に対する敵対心により、両団体間の対立が熾烈化するという構図が出来上がった。それでは、こうした1960年以降の在日社会における対立構図はどのように形成されたのか。

冷戦期、総聯は、米国とその追隨者に反対し、朝鮮統一に献身するため、北朝鮮の対南戦略に位置付けられた。金日成は1960年1月、帰国した総聯活動家らと行った談話において、朝鮮統一のため民団との統一戦線事業を指示した（金日成 1999a: 90-94）。金日成の指示を受けた総聯は、5月の地方本部委員長会議において、民団側と相互不可侵を前提として統一戦線を構築する方針を明らかにした（朴正鎮 2012: 379-380）。そして、総聯は、8月4日、光復節15周年に際し、合同で慶祝記念行事を行う旨を民団に提議した（『朝鮮総聯』1960年8月8日）。12月には、総聯中央が各県本部に対し、民団に対する統一戦線事業の具体策として、民団系同胞の名簿の調査・整理や民団幹部・団員との接触などを指示した（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1960）。このようにして総聯の民団に対する統一戦線事業が本格化した。

張勉政権期、総聯による統一戦線事業は一定の成果を挙げたが、1961年5月の朴正熙らによる軍事クーデターと朴政権を支持する民団の権逸執行部の誕生により大きな打撃を受ける。権逸団長は、1961年6月、「国家再建最高会議」（以下、最高会議）の朴正熙副議長らと会談した直後の記者会見において、総聯による統一戦線事業を「赤化工作」と規定し、本国政府による対応を訴えた（『朝鮮日報』1961年6月24日）。一方、朴正熙軍部も、1961年6月に発表した「5・16革命当時北韓共産党の浸透状況」と題する報告書において、総聯の統一戦線事業を批判した（『民主新聞』1961年7月10日）。

総聯の統一戦線事業に対する警戒心を共有する朴正熙軍部と権逸執行部の協力関係は深まっていた。それとともに、総聯の統一戦線事業は隘路に陥った。総聯は、1961年5月下旬に開催した第6回全体大会において、民団に対する統一戦線事業を維持しつつも、軍事政権支持を表明した権逸団

長を始めとする民団上層部に対する批判を強めた（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1961: 28-65）。

こうした中、民団の鄭炯和事務次長らは 1961 年 8 月、最高会議常任委員会において、総聯の統一戦線事業について朴正熙議長らに報告し、本国政府に対応を求めた。これに対し、朴議長は「本国政府の多少の犠牲を顧みても共産主義組織に対抗しなければならない」と発言し、外務当局に対応を要求した⁽²⁾。

そして、総聯の民団に対する統一戦線事業は変容する。総聯は、1961 年 9 月の朝鮮労働党第 4 回大会で、韓国における革命政党の建設など対南革命戦略に基づく「反米救国統一戦線」の結成方針が提示されたことを受けて（金日成 1999b: 402-418）、民団との反米救国統一戦線を組織する方針を決定した（田駿 1972: 367-369）。対南革命戦略に基づく総聯の対民団統一戦線事業では、従来の公然活動としての統一戦線の構築に加えて、朴政権に追従する権逸執行部の退陣に向けた非公然工作を実施するようになった。

日本の公安当局の情報によれば、総聯は、1961 年後半から民団に対する非公然工作を展開した。特に、総聯は、1962 年 5 月の第 28 回民団全体大会に際し、権逸団長を落選させるため選挙工作を行った（公安調査庁 1963: 82-83）。

以上から、総聯の役割は、民団に対する統一戦線事業及び非公然工作を通じて、北朝鮮の対南革命戦略に貢献することであったと言える。後述するように、こうした公然及び非公然の手段による民団工作という総聯の役割は、1960 年代を通じて継続することとなる。

一方、権逸団長は、1961 年 11 月の第 35 回中央議事会で、総聯の民団工作を批判した（『民主新聞』1961 年 12 月 10 日）。このように、総聯の工作をめぐり、民団と総聯の対立はより一層深まった。

（2）駐日韓国公館による民団の統制

前節では、総聯の工作に対して民団が警戒心を高めるという在日社会における民族団体の対立構図の形成過程を確認した。それでは、韓国政府は、こうした在日民族団体の対立構図にどのように向き合ったのか。

李承晩政権退陣後、韓国外務部は 1960 年 7 月、帰国事業を受けた対応策として在日韓国人の「積極保護策」を提示した⁽³⁾。そして、張勉政権期に、外務部及び文教部による在日韓国人支援政策が具体化した。しかし、張勉政権期、総聯の民団工作に対応するという観点で外務部が政策立案を行ったわけではなかった。

一方、朴正熙政権期に入り、前述の最高会議常任委員会における民団の報告以降、総聯の民団工作に対して外務部は警戒心を強めた。外務部は、1961 年 9 月、中央情報部から、総聯からの脱退を偽装し、民団へ浸透するという総聯の非公然工作に関する情報を入手した⁽⁴⁾。また、日本各地で民団に対する指導を行った蘇尚永外務部情報文化課長は、10 月、総聯の工作に対応するため、民団の組織強化を政府各当局に建議した（『朝鮮日報』1961 年 10 月 15 日）。

こうした経緯を踏まえて外務部政務局僑民課は、1962 年 11 月、民団政策の基本方針を策定した。まず、僑民課は、民団の問題点として、派閥闘争を始めとする組織内部の問題と総聯の民団工作を挙げた。そして、こうした問題点に対する解決方策として、「民団内の紛糾を緩和するため駐日代表部が中心となり、社会的に信望がある人士をもって各層間の対立を解消」する方針を提示した⁽⁵⁾。つまり、外務部は、総聯に対抗し得る反共団体として民団を育成するため、日本現地の駐日韓国公館による民団内の派閥解消の方針を示した。

以上の外務部による基本方針は、在日社会という空間で局地的に展開された民族団体の対立を前提としていた。すなわち、外務部が認識した総聯の脅威とは、韓国本国ではなく民団に対する工作であった。そのため、本国政府ではなく日本現地の駐日公館が、総聯の工作に対応するため民団を強化するという基本方針が策定された。この時点で、本国政府が、国家安保の観点から民団政策に全面的に介入するという発想はなかったのである。

総聯は、1960 年代前半、日韓会談をめぐる民団との反米救国統一戦線の形成に注力した。韓国で日韓会談反対デモが拡大した 1964 年 3 月に開催された最高人民会議第 3 期第 3 次会议では、朴成哲外相が、日韓会談反対闘争を共に展開するよ

う韓国側に提議した（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1964: 1-29）。これを受けて、総聯の韓徳銖議長は、3月30日、日韓会談反対運動の共同展開を民団の金今石団長に提議した（『朝鮮新報』1964年4月2日）。

しかし、総聯の提議に民団が応じることはなかった。そこで、総聯は、日韓会談をめぐる民団に対する非公然工作を展開した。駐日韓国代表部が1964年3月、外務部に報告した情報によれば、総聯は、日韓会談で議論されている朝鮮民族共通の問題である法的地位問題を通じて、民団員に対し、日韓会談反対デモに参加し、駐日代表部に対する反感を抱かせるよう仕向ける浸透・扇動工作を展開した⁽⁶⁾。

一方、民団傘下の「在日韓国青年同盟」（韓青）及び「在日韓国学生同盟」（韓学同）は、1964年2月、法的地位に関する要求貫徹を訴える声明文を発表した（在日韓国青年同盟中央本部編 1969: 51-53）。また、駐日代表部が1964年2月、法的地位に関する要求のため来訪した民団側の陳情団の入場を拒否したところ、権逸執行部に反発する民団内の派閥「有志懇談会」（以下、有志懇）⁽⁷⁾は、裴義煥大使らの本国召還を要求した⁽⁸⁾。

駐日代表部は、日韓会談をめぐる総聯が民団工作を展開する中、民団内における総聯と同様の主張を行う勢力の拡大に懸念を示した。そこで、駐日代表部は3月、外務部に、「朝総聯の工作を粉碎できる強力な民団組織」を作るため、裴大使の本国召還を要求した丁榮玉民団東京本部団長を改選する方向で工作した後、有志懇関係者を民団から排除することを建議した⁽⁹⁾。このように、総聯の民団工作に対応するため、駐日公館が主体となって民団を統制した。

駐日公館による民団の統制方針は、1960年代後半も同様であった。総聯は、日本政府が1969年3月、「出入国管理法案」（以下、入管法）⁽¹⁰⁾の国会上程を閣議決定して以降、入管法反対運動における共同闘争を民団に提案した（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1971: 75-78）。

当時、駐日韓国大使館が、1967年以降の北朝鮮の対南強硬姿勢を受けて、総聯による民団員を偽装した民団への浸透工作を警戒する中⁽¹¹⁾、民

団は、有志懇や韓青、韓学同の主導の下、総聯と同様に入管法反対運動を展開した。そこで、駐日大使館は、入管法反対運動を通じた総聯の民団工作を警戒し、民団の反対運動を支援せず、むしろ抗議デモを統制するという方針を示した⁽¹²⁾。

駐日公館による民団の統制は、1971年3月の民団中央大会における団長選挙をめぐる頂点に達した。有志懇が団長選挙に候補者を擁立したところ、中央情報部から派遣された駐日大使館の金在権公使が、同人の当選を防ぐため選挙介入を行った（鄭在俊 2006: 81-88）。

金公使による選挙介入は、民団中央と有志懇との激しい対立を招き、民団内部は混乱状態に陥った。そこで、駐日大使館は、民団人事介入による有志懇の排除や、組織混乱に対する本国方針周知のための遊説活動を計画するなど、民団への統制を強めた⁽¹³⁾。

以上のように、駐日公館は、総聯による民団工作への対応を目的に、有志懇の排除による民団の組織強化を推進した。その結果、民団は、有志懇の関係者を組織から排除したほか、1972年7月には、有志懇を支持してきた韓青と韓学同の傘下団体としての認定を取り消した（『韓国新聞』1972年7月15日）。その後、有志懇を排除した民団は、1972年10月、本国における「維新体制」への支持を表明し、本国の体制に積極的に呼応できる組織の確立を目標に掲げた（『韓国新聞』1973年3月24日）。

2. 在日民族団体をめぐる南北対立の構造変化

(1) 北朝鮮の対南革命戦略における総聯の役割変化

駐日公館を通じて民団の派閥が解消され、民団が維新体制への支持を表明したことで、反共団体として民団を育成するという外務部の当初の方針は概ね達成された。それでは、本稿の冒頭で言及したように、韓国政府が1970年代に入り、国家安保の観点から民団政策を展開した理由は何であったのか。

朴政権の方針に積極的に呼応する民団の誕生は、国家安保に基づく本国政府主導の民団政策を後押

しする環境を醸成したと考えられる。ただし、これは民団側の姿勢の変化に過ぎず、民団政策の転換を説明する直接的な要因とは言い難い。そこで本章では、民団政策の転換要因として、北朝鮮の総聯政策の変化を中心に論じる。

1968年1月の青瓦台襲撃事件を始めとする北朝鮮による一連の対南強硬路線は失敗に終わり、1968年末から1969年初めにかけて、党中央委員会対南事業総局長の許鳳學が肅清され、対南工作を管轄する対南担当秘書に金仲麟が就任した（内閣官房内閣調査室 1970: 1-23）。北朝鮮は、これを契機に対南革命戦術を修正し、第三国に位置する総聯を通じた対南工作の強化を図った。これまで北朝鮮の対南革命戦略において民団工作を中心に活動してきた総聯は、本国の指示を受けて対南工作に注力するようになったのである。

史料からは確認できないものの、北朝鮮が1969年初めに対南工作の強化を総聯に指示したと思われる。というのも、総聯は1969年初頭から、韓国を対象とする宣伝工作の強化を図った。

総聯は、中央情報部が1968年8月、北朝鮮の地下組織「統一革命党」関係者を検挙したことを受け、1969年2月から3月にかけて、死刑判決を受けた金鍾泰らの救援運動を展開した（『朝鮮新報』1969年2月4日）。また、韓徳銖議長は、1969年5月の総聯中央委員会第8期第5回会議において、金日成が提示した「南朝鮮革命と祖国統一に関する戦略戦術の方針」を掲げ、「反米救国闘争を展開している南朝鮮人民を全ての力を尽くして積極的に支援」する方針を示した（在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会 1969: 38-39）。

さらに、北朝鮮は、総聯を通じて、公然活動としての宣伝工作だけでなく、韓国側を対象とする非公然の包摂工作を強化した。駐日大使館は、1972年1月、「日本地域における北傀間諜状況」と題する資料を外務部に送付した。同資料は、総聯が、日本国内の「在日僑胞、長期滞留者、留学生、船員、密航者その他旅行者などを包摂」し、「北傀に密派し訓練を受けさせた後、日本を経由して韓国に潜入」させていると指摘した⁽¹⁴⁾。

一方、1969年以降、対南工作に関する金日成の総聯に対する教示も増加した。金日成は、1969

年8月、総聯の最も重要な課業が「祖国統一事業」であるとした上で、「南朝鮮において祖国統一の主体的力量をより一層強化するのに貢献」するよう総聯に指示した（金日成 2002: 264-270）。また、1970年5月の総聯結成15周年に際した祝電の中で、「南朝鮮人民の反米救国闘争と反ファシヨ民主化闘争を積極的に支持」するよう総聯に要求した（在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会 1970: 8）。

とはいえ、こうした総聯の対南工作は既に1950年代から実行されていた（中央情報部 1972: 426）。また、1965年9月には、金日成が、「南朝鮮人民を覚醒させ、祖国統一の情勢を成熟させるための闘争」を展開するよう総聯に要求したほか（金日成 1997: 117-127）、1960年代には、北朝鮮が、帰国船において対南工作を総聯に指示した（菊池 2020: 504-505）。

ただし、外務部が1969年2月の第2回日韓議員懇談会に向けて作成した資料によれば、当時、総聯の対南工作のうち、公然の宣伝工作は、来日韓国人に対する北朝鮮の宣伝や韓国居住親族の日本招請など、宣伝対象や宣伝規模の面で限定的であった。また、非公然の包摂工作についても、韓国居住の総聯系在日朝鮮人の親族を日本で教育して韓国に浸透させるなど、工作対象が限定的であったと言える⁽¹⁵⁾。

こうした状況は、総聯による対南工作の強化方針を受けて、1969年以降に変化する。日本を迂回して韓国に潜入した北朝鮮スパイが韓国で検挙された件数は、1967年に6件、68年に6件であったが、1969年以降では、69年に11件、70年に24件、71年に29件、72年に17件、73年に35件と増加傾向にあった（文化公報部 1974: 41）。また、駐日大使館が外務部に送付した上記資料によれば、従来、北朝鮮工作員の日本への侵入地域は一部地域に限定されていたが、1971年には、北は北海道から南は鹿児島に至る日本全国へと拡大した。

（2）総聯の対南工作に対する韓国政府の認識

以上のように、北朝鮮は、総聯を通じた対南工作の強化という対南革命戦術の修正を行った。それでは、韓国政府は、対南工作を強化した総聯を

どのように認識したのか。

まず、中央情報部は、北朝鮮が1969年以降、日本という有利な工作条件を利用して総聯を通じた対南工作を積極化したと分析した（中央情報部1973:578-580）。また、1972年3月に作成した「北傀の対日本工作状況と朝総聯の実態」と題する資料において、総聯が、日本において民族解放のための「側面基地」を構築していると指摘したほか⁽¹⁶⁾、1975年2月、外務部に対して、総聯が「いわゆる『第二の戦線論』を掲げて多様な角度から工作を展開」していると伝達した⁽¹⁷⁾。このように、中央情報部は、1969年以降、総聯の対南工作が積極化したことで、韓国の安全保障に対する脅威が増加したと認識した。

中央情報部は、総聯が対南工作を強化した1969年以降、「在日僑胞及び縁故者に対する査察」を強化した（中央情報部1973:286）。特に、本国へ留学にきた在日韓国人学生を国家保安法違反で大量に検挙した。この多くは後に無実の罪を着せられていたことが明らかになった（金孝淳2018）。

一方、前述のように、外務部は1972年1月、駐日大使館から総聯の対南工作に関する報告を受け、総聯に対する安全保障上の脅威認識を高めた。また、外務部東北亜1課は1974年5月、後宮虎郎駐韓日本大使に、総聯の対南工作に対する措置を求める口述書を手交した⁽¹⁸⁾。さらに、駐日大使館が1974年5月から6月にかけて、外務省及び入国管理局に対して同様の要求を行った。これらの日本側に対する要求では、総聯の対南工作が「韓国の安全保障にとって大きな脅威」という韓国側の懸念が強調された⁽¹⁹⁾。

このように、中央情報部と外務部は、これまで総聯による民団工作を警戒してきたが、1969年、総聯による対南工作が強化されたことで、総聯を国家安保に対する脅威と認識し始めた。すなわち、1969年の北朝鮮による対南革命戦術の転換を受けて、在日社会における局地的な民団と総聯の対立は、南北朝鮮の国家次元での対立へと発展したと言える。

3. 外務部及び中央情報部による対総聯政策

(1) 総聯による対南宣伝工作の大衆化と外務部主導の対応

南北朝鮮は、1972年7月4日、朝鮮半島の統一原則に関する「南北共同声明」（以下、7・4共同声明）を発表した。朝鮮半島では、7・4共同声明を前後して南北間に対話の雰囲気が醸成された。そうした中、金日成は、1972年6月、在日朝鮮人祖国訪問団と行った談話において、総聯が「祖国統一のための闘争において重要な一翼を担当」しているとした上で、祖国統一事業に注力するよう指示した（金日成2003b:98-126）。

しかし、北朝鮮は、1971年から72年にかけて、韓徳銑議長らに反発する反体制派の活動⁽²⁰⁾による総聯組織内の混乱を収拾するため、組織強化事業を集散的に指導せざるを得なかった。金日成は、韓徳銑議長宛ての1972年新年祝電で、「韓徳銑同志を中心に総聯組織を政治思想的」に強化するよう指示したほか（金日成2003a:137-142）、1973年新年祝電においても、「議長同志の唯一的指導」の下に総聯が団結するよう教示を行った（金日成2003c:258-260）。総聯は、1973年2月、金日成の新年祝電を受けた「綱領的文獻」を作成し、最も重要な課業として「活動家と同胞を偉大な主体思想で固く武装」という組織事業を強調した（在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会1973a:24）。

一方、総聯内の混乱が収拾するや、朝鮮労働党は1973年4月、金日成の教示を総聯に伝達し、全ての活動を「祖国統一事業」に転換して、同事業を全ての在日朝鮮人が参加する活動として「大衆化」するよう要求した（在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会1974）。

この金日成の教示の背景には、1973年の北朝鮮の外交攻勢があったと考えられる。北朝鮮は、1973年に入り、スウェーデンやフィンランドなど北欧国家と相次いで外交関係を樹立した。また、1973年5月に世界保健機関（WHO）に加盟するなど、国際機関への加入を相次いで実現した。このように、1973年は、北朝鮮外交において「勝利の年」であった（辛鐘大2019:212）。

北朝鮮は、韓国に対する外交的優位性を高める

ため、世界各国の韓国人居住地域において、対南宣伝工作を強化した。前述の1973年4月の金日成教示は、在日社会における宣伝工作の強化を意図したものであった。特に、在日社会においては、1973年6月の朴大統領による「6・23平和統一外交宣言」（以下、6・23宣言）を契機に、北朝鮮の総聯に対する指示が強化された。

6・23宣言を通じて、韓国は、北朝鮮と外交関係を持つ国家との関係改善や南北朝鮮の国連同時加盟に言及するなど、事実上、第三国による「二つの朝鮮」承認を受け入れるようになった。これに対し、金日成は同日、「祖国統一五大綱領」（以下、五大綱領）を発表し、祖国統一という「一つの朝鮮」の方針を明確にすることで、韓国側の「二つの朝鮮」政策に強く反対した。

金日成は、6月末、在日朝鮮人祖国訪問団と会談し、6・23宣言を批判した上で、五大綱領に基づく「祖国統一運動」の推進を指示した（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 2011: 281-283）。また、金日成は、10月、「米帝とその手下の『二つの朝鮮』捏造策動を阻止破綻させるための政治宣伝事業と様々な大衆運動」を優先するよう総聯に要求した（金日成 2004: 74-87）。

6月の金日成の指示を受けて総聯は、五大綱領の宣伝活動の推進を掲げた（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1973b: 11。『朝鮮新報』1973年8月15日）。また、9月の国連第28回総会を控え、8月末以降、民団系を含む全ての同胞を対象として、単一国号での国連加盟を主張する署名運動を展開した（韓徳銖 1986: 242）。このほか、8月の金大中拉致事件や10月の韓国学生らによる維新反対闘争を受けて、総聯は、朴政権批判の宣伝活動や韓国内の反朴闘争に対する支援キャンペーンなど、対南宣伝工作を強化した（『朝鮮新報』1973年11月7日）。

韓国側は、こうした宣伝工作在日社会だけの動向とはみていなかった。前述のように、1973年5月に北朝鮮がWHOに加盟するなど、当時、韓国の外交的優位が揺らぎ始めた時期であった。外務部は、北朝鮮が、外交攻勢を展開する中で、在外国民の居住地域において「拠点確保及び支持勢力拡大のための浸透工作を積極化している」と

警戒した⁽²¹⁾。

在外国民の居住地域における北朝鮮の宣伝工作を受けて外務部は、現地の民族団体の育成や広報活動強化、関連の政府機関の新設などの方針を策定した⁽²²⁾。また、外務部は、1973年7月、全ての在外公館長に在外国民の保護計画を至急樹立するように指示した⁽²³⁾。外務部の指示を受けて、駐神戸領事館は7月27日、駐福岡総領事館は8月3日、民団を通じた総聯の宣伝活動への対応策等について報告した⁽²⁴⁾。

特に、外務部は、7月の北朝鮮国連代表部の設置を受けて、北朝鮮による在米韓国人社会における宣伝工作の拡大を懸念し、現地における民族団体の育成方針などを策定した⁽²⁵⁾。北朝鮮の宣伝工作の対象地域として外務部が最も懸念したのは米国地域であったが、在外国民の約80%を占める在日韓国人を対象とする政策にも注力した。外務部は特に、民団の組織強化を重点的に実施した。総聯が宣伝工作を強化した1973年には、民団中央、地方本部幹部を対象とする本国研修や教育が複数回にわたって実施された⁽²⁶⁾。

一方、中央情報部は1973年9月、同部次長が委員長を務める「国家心理戦委員会」を開催し、北朝鮮による宣伝工作を通じた在外国民社会への浸透防止のため、僑民新聞の運営や民族団体の育成強化などの項目を中心に、対応策の提出を各政府機関に指示した⁽²⁷⁾。中央情報部の指示に対して外務部は、在外公館長に対する前述の指示を通じて対応策を検討中にある旨を報告した⁽²⁸⁾。

以上のように、6・23宣言以降、北朝鮮による在外国民の居住地域における宣伝工作に対して、外務部と中央情報部がそれぞれ対応に当たった。特に、1973年、北朝鮮が国際機関への加入を相次いで実現し、韓国の外交的優位が揺らいだ中、外務部にとって、在外国民の居住地域における影響力拡大を図る北朝鮮への対応は、南北外交競争の観点から重要であった。そのため、1973年の総聯による宣伝工作に対しては、中央情報部よりも外務部が、北朝鮮との外交競争に勝利するため積極的な対応を実施した。

(2)「統一事業部」の設置に伴う総聯の対南工作の拡大と中央情報部主導の対応

北朝鮮は、1974年に入り、総聯を通じた対南工作の更なる強化を図った。金日成は、韓徳銖議長宛ての1974年新年祝電を通じて、「1974年を祖国の自主的平和統一を実現する画期的転換の年」とするよう教示を行った（金日成 2004: 368-370）。

その直後の1974年2月に開催された総聯第10回全体大会は、金日成の教示を受けた大会となった。韓議長は、事業総括報告において祖国統一の重要性を強調した。韓議長は1971年の前回大会でも統一問題について報告したが、報告全体における比率は今次大会が高く、総聯が対南工作に注力していることを示した（公安調査庁 1974: 60-62）。

また、金日成が4月14日、総聯に対する教示の中で、総聯を「我が革命の側面部隊」と位置付けるなど（公安調査庁 1988: 297-299）、北朝鮮の対南革命戦略における総聯の役割は一層高まった。

金日成の新年教示や全体大会の決議を受けて総聯は、1974年4月1日、対南工作を総括する部署として、中央に「在日朝鮮人統一事業促進委員会」、中央各局に「統一事業部」、傘下団体・事業体に「政治部」を新設した。中央情報部が入手した情報によれば、統一事業部は、「韓国内の革命力量増大」を目的に、これまでの宣伝工作と包摂工作を加速化させた⁽²⁹⁾。

前述のとおり、1969年以降、総聯による包摂工作は増加していたものの、これまでは主に、対南工作を担当する専門部署である政治部や非公然組織である「学習組」に所属する一部の特殊要員が担当した。統一事業部の設置は、総聯の包摂工作が全組織的な事業へと拡大したことを意味した。

実際、統一事業部の設置を受けて総聯は、民団員、来日韓国人、訪韓日本人の中から一人当たり合計5名を対南工作員に選定する「五名分工」と呼ばれる包摂工作を開始した。「五名分工」には、総聯の「全ての活動家と熱誠同胞」が参加した。これは、非公然の包摂工作が組織的に実施されたことを意味した（在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1974）。

また、統一事業部の設置を受けて総聯は、包摂

工作とともに対南宣伝工作として、1974年6月1日から9月末まで「祖国の自主的平和統一を促進する愛国運動」（以下、祖国統一愛国運動）という大衆運動を展開した。韓議長は、祖国統一愛国運動を通じて、「祖国統一事業を日常的な事業、大衆的な事業へ転換」と強調した（『朝鮮新報』1974年5月22日）。

こうした中、中央情報部は、統一事業部の設置には、北朝鮮が総聯を「対南赤化革命の前線基地」とする意図があると分析した⁽³⁰⁾。中央情報部にとって統一事業部の設置は、既に対南工作を強化していた総聯に対する安全保障上の脅威認識をより一層強めた。

中央情報部による対応のうち、韓国の外交文書を通じて確認できるのは、総聯による祖国統一愛国運動を通じた韓国居住親族への手紙と宣伝資料の送付計画への対応である。中央情報部は、国際郵便や日韓を往来する国内外旅行者、外航船員、対韓投資企業要員を通じた総聯宣伝資料の国内流入を懸念し、1974年6月、関連の政府機関に郵便物や出入国者に対する検査の徹底、対共捜査活動の強化などを要請した⁽³¹⁾。中央情報部による要請の直後、外務部は、駐日各級公館長に総聯宣伝資料の韓国送付への対応を指示した⁽³²⁾。

一方、統一事業部の設置を受けて総聯による包摂工作の増加を懸念した外務部は、総聯の規制を日本政府に要求した。しかし、日本政府は、総聯が安全保障上の脅威であることには同意しながらも、具体的な法的措置には消極的であった⁽³³⁾。

以上のように、1973年の総聯の対南工作に対しては、南北外交競争の観点から外務部が積極的に対応したが、1974年の対南工作に対しては、中央情報部が対総聯政策全般を主導し、そのうち対日交渉を外務部が担当した。これは、1973年の総聯の対南工作が、世界各地域における北朝鮮の工作の一つに過ぎなかったのに対し、1974年の対南工作においては、統一事業部の設置を始め、中央情報部が懸念する北朝鮮の「側面基地」としての総聯の役割が高まったことが起因した。

4. 国家安保に基づく中央情報部主導の民団政策

(1) 民団拡大幹部会議の開催計画

前章で論じたように、1974年、統一事業部の設置を始め、北朝鮮の「側面基地」としての総聯の役割が高まったことを受けて、中央情報部が対総聯政策を主導した。そして、中央情報部が主導する対総聯政策の一環として民団との合同会議が計画されることとなる。

本国政府と民団との合同会議は、1969年8月にも開催された。ただ、1969年合同会議は、外務部が推進する協定永住権申請促進運動の停滞理由として挙げられた民団と駐日公館との対立状況などを受け、民団の「改編」を目的に開催された(東義大学校東アジア研究所 2022: 324)。

それでは、1974年合同会議の開催背景はどうだったのか。「在日本民団拡大幹部会議」と題する韓国外交文書から、外務部が、1974年5月21日、民団の組織強化のための民団幹部との連席会議の開催を建議した旨を確認できる。しかし、同会議の開催を最初に提議したのは、外務部ではなく中央情報部であったと考えられる。というのも、5月21日付けの外務部作成文書の直後に、中央情報部8局が作成した作成日不明の「民団強化対策会議操縦計画」と題する資料を確認できるところ、外務部作成の文書よりも抽象的かつ大まかな方向性を定めた会議案であるためである。すなわち、中央情報部による合同会議の開催提議を外務部が具体化させたと推測できる。

そのため、ここではまず、中央情報部による会議の開催提議を確認する。中央情報部は、1974年5月、総聯の活動現況とその対策をまとめた「在日僑胞の問題点と対策」と題する資料を通じ、統一事業部の設置に伴う対策の一つとして民団の組織強化を挙げた⁽³⁴⁾。その上で、中央情報部は、前述の操縦計画を通じて、8月18日から同26日までの間、外務部や内務部など政府機関と民団による合同会議の開催を計画した⁽³⁵⁾。

1974年合同会議の開催背景については、後に外務部が中央情報部との協議を経て作成した計画書においても、統一事業部の設置や祖国統一愛国運動を通じた「総聯の攻勢を粉砕する上で民団の

組織を再整備」する点にあると指摘している⁽³⁶⁾。すなわち、総聯の統一事業部への対応を主導していた中央情報部が、対総聯政策の一環として民団の組織強化を計画したことが窺える。

一方、民団は、合同会議の準備過程で、在日韓国人の生活問題に関連する項目を中心に議題とするよう本国政府に要望した⁽³⁷⁾。すなわち、民団が本国政府に優先的に求めたのは、総聯の対南工作への対応ではなく、在日韓国人の法的地位や生活権向上に関する問題であった。

1974年10月、民団近畿地方協議会が民団中央に対し、公営住宅への入居や児童手当の支給などにおける国籍条項の撤廃を求める建議案を送付するなど⁽³⁸⁾、当時、在日社会では、総聯との対決よりも、日本定住を前提として、在日韓国人差別の撤廃を求める声が高まっていた。

しかし、民団側との協議を経て駐日大使が7月8日に外務部長官及び領事局長に送付した合同会議の建議案は、対総聯政策の必要性に触れた一方、在日韓国人の法的地位や生活権向上に関する問題には言及しなかった⁽³⁹⁾。

また、会議開催に向けて、外務部と中央情報部の間では意見の相違がみられた。外務部は、民団組織の団合を目的として、中央幹部だけでなく、地方本部三機関長(団長、議長、監察委員長)の参加を検討した⁽⁴⁰⁾。そして、外務部領事局在外国民課は、8月9日、中央情報部8局を訪問し、地方本部三機関長の参加について説明したが、中央情報部はこれを拒否した⁽⁴¹⁾。

以上のように、民団との合同会議開催に向けては、予算支援を行う外務部が実務的な準備を進めた。ただし、会議の進行における決定権を持つ中央情報部が水面下で合同会議を主導していたのは明らかであった。

そして、中央情報部が今次会議の討議案件として一番目に提示したのは、総聯に対する民団の闘争力増強に向けた、①民団内における特別対策機構「民族総和促進特別委員会」の設置、②広報組織の体制確立、③総聯系僑胞に対する懐柔・転向運動の積極的展開であった⁽⁴²⁾。このうち、民団を通じた総聯系在日朝鮮人の転向運動は、総聯の対南工作に受動的に対応してきた従来の守勢的な

方針とは異なり、総聯に対して攻勢的な方針であった。こうした攻勢的な民団政策の方針は、後述するとおり、文世光事件の直後に大きく浮上するが、実際には、国家安保の観点から総聯の脅威に対応するため、中央情報部を中心に文世光事件以前から既に策定されていた。

(2) 文世光事件と韓国政府内における民団政策の転換に関する議論

1974年8月15日、在日韓国人青年である文世光が朴大統領の夫人・陸英修を射殺した文世光事件は、韓国の政府当局にとって、1969年以降増加していた総聯の対南工作を結果的に防ぐことができなかったことを意味した。

文世光事件を受けて中央情報部8局は、外務部在外国民課に対し、8月末に予定していた民団との合同会議の延期を要請した⁽⁴³⁾。

一方、中央情報部5局は8月29日、外務部と内務部、法務部、交通部、関税庁、対間諜対策本部を招集し、文世光事件を受けた保安対策会議を開催した。中央情報部にとって第二の文世光事件を防ぐための早急な対応策の策定が必要であった。会議は、各機関が各自の対応策を報告するという形式で進行した。このうち外務部は、延期された民団との合同会議を1974年10月下旬に開催するほか、民団において「事務局長及び幹部要員の定期的訓練」や「有給要員の確立」を行うことで、「職業的専門要員」を養成すべきであると提案した⁽⁴⁴⁾。

こうした中で、外務部長官は、保安対策会議に際して民団組織の活用強化に関する指示を受けた。韓国の外交文書からは、その指示の発出機関が明らかではないが、おそらく保安対策会議を主催した中央情報部であるとみられる。その指示の内容は以下のとおりである。

- ①朝総聯組織の攻勢的姿勢と活動について、守勢防衛的活動に終始している民団をこの際に大幅強化
- ②特に民団本部傘下に精鋭前衛組織を養成訓練して朝総聯破壊工作を果敢に推進
- ③同精鋭組織員を選抜、本国において訓練を実施するとともに、僑胞2世に対する国民教育の強

化策も準備（下線は史料に依拠）⁽⁴⁵⁾

外務部長官に対する以上の指示は、これまでの民団政策が守勢的であるという認識に基づいていた。これは、外務部の民団政策に修正を迫るものであったと解釈できる。

民団の組織強化に関する以上の指示を受けて外務部在外国民課は、9月2日に青瓦台で開催された安保情勢対策会議において、民団との合同会議の開催や幹部要員の養成について報告する準備を進めた。ただ、合同会議の主要議題としては、文世光事件以前から検討されていた、特別対策機構の設立や総聯系在日朝鮮人の懐柔・転向運動などが挙げられた⁽⁴⁶⁾。

すなわち、文世光事件を受けた民団政策に関する一連の議論は、総聯による対南工作の強化を受けて中央情報部などが策定した方針を引き継いだものであった。文世光事件を受けて外務部僑民1課が、1974年10月から11月にかけて、民団の組織強化等を目的に「日本地域勝共指導特別巡回講演」を実施するなど⁽⁴⁷⁾、同事件は、国家安保に基づく韓国政府の民団政策を加速化させた。しかし、実際には、同事件以前から、中央情報部による対総聯政策の一環として、総聯に対して攻勢的な民団政策が既に策定されていたのである。

おわりに

本稿では、在日民族団体をめぐる南北対立を中心に韓国政府の民団政策を検討することで、韓国政府が、1970年代に入り、国家安保の観点から民団政策を展開するようになった理由を明らかにすることを目的に進行した。

まず、1960年代には、日本現地の駐日韓国公館が、総聯の対民団工作に対応することを目的に、民団内の派閥排除による民団の組織強化を推進した。韓国政府が認識した総聯の脅威とは、韓国本国ではなく民団に対する工作であった。そのため、韓国政府にとって民団と総聯の対立は、在日社会における局地的なものであった。

一方、1970年代に入ると、北朝鮮が、対南革命戦術を変更し、総聯による対南工作を強化した

ことで、韓国の安全保障における総聯の脅威が高まり、在日民族団体をめぐる南北対立は、南北朝鮮の国家次元での対立へと発展した。

その結果、1973年、金日成の指示を受けて総聯が対南宣伝工作を展開する中、外務部は民団の組織強化を推進した。外務部にとって、北朝鮮が国際機関への加入を相次いで実現する中、総聯による宣伝活動を含めて在外国民の居住地域における北朝鮮の宣伝工作への対応は、南北外交競争の観点から重要であった。

一方、1974年には、統一事業部の設置を始めとして総聯の対南工作が強化され、総聯をめぐる安全保障上の脅威がより一層高まったことで、中央情報部は、対総聯政策の一環として民団政策を展開した。中央情報部にとって北朝鮮の「側面基地」である総聯の脅威への対応は、国家安保の観点から重要であった。

以上から、1960年代から70年代にかけて民団政策の転換要因として、まず、北朝鮮の対南革命戦術の転換を受けて総聯が対南工作を強化し、韓国の安全保障上の脅威となったことで、在日民族団体の対立が、南北朝鮮の国家次元での対立へと発展した点を指摘できる。その上で、当初、南北外交競争の観点から外務部が総聯の対南工作に対応したが、統一事業部の設置により安全保障上の脅威がより強まったことで、中央情報部の主導の下、国家安保に基づく民団政策が策定されたと結論づけることができる。

結局、北朝鮮による対南革命戦術の転換という外部的な要因と、総聯の対南工作を国家安保に対する脅威と認識した官僚組織、特に中央情報部の方針という内部的な要因が、民団政策の変化を生み出したのである。

〈参考文献〉

（日本語）

【日本政府刊行物】

- 公安調査庁 1963. 『内外情勢の回顧と展望』。
公安調査庁 1974. 『朝鮮総聯第十回全体大会について』。
公安調査庁 1981. 『朝鮮総聯を中心とした在日朝鮮人に関する統計便覧』。
公安調査庁 1988. 『金日成教示集』。

内閣官房内閣調査室 1970. 『調査月報第174号』。

【民団関係資料、民団関係者回顧録】

『韓国新聞』（民団機関紙）

『韓国青年新聞』（韓青機関紙）

在日韓国青年同盟中央本部編 1969. 『在日韓国人の基本的人権：その「はく奪」の実態と「闘い」の記録（総合資料）』韓青出版社。

鄭在俊 2006. 『金大中救出運動小史：ある「在日」の半生』現代人文社。

鄭哲 1982. 『民団今昔：在日韓国人の民主化運動』啓衆新社。

『民主新聞』（民団機関紙）

【総聯関係資料、総聯関係者回顧録】

在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会 1964. 『「韓日会談」を粉碎し、祖国の自主的平和統一を促進するために』在日本朝鮮人総聯会中央常任委員会。

『朝鮮総聯』（総聯機関紙）

韓徳銖 1986. 『主体の海外僑胞運動の思想と実践』未来社。

【単行本】

菊池嘉晃 2020. 『北朝鮮帰国事業の研究：冷戦下の「移民的帰還」と日朝・日韓関係』明石書店。

金孝淳 2018. 『祖国が棄てた人びと：在日韓国人留学生スパイ事件の記録』明石書店。

朴正鎮 2012. 『日朝冷戦構造の誕生：1945-1965 封印された外交史』平凡社。

閔智焄 2019. 『韓国政府の在日コリアン政策 [1945-1960]：包摂と排除のはざままで』クレイン。

【論文】

松浦正伸 2017. 「冷戦期韓国政府と在日韓国人社会の相互関係の歴史的変容：1950年代末から1960年代初頭の政情不安とディアスポラ」『東アジア研究』第21号、pp. 25-44。

（韓国・朝鮮語）

【韓国外交文書（韓国外交史料館所蔵）】

登録番号 716 「제 5 차 한·일본회담 예비회담: 일반문제, 1960-61」1961年。

登録番号 1375 「재외국민 지도자문위원회에 관한 건, 1963-64」1964年。

登録番号 3050 「한·일국회의원 간담회, 제 2 차, 동경, 1969.2.24-25」1969年。

登録番号 3354 「일본 출입국관리법 제정에 따른 재일교민문제, 1969」1969年。

登録番号 3358 「재일민단 강화 대책회의, 서울, 1969.8.6-9」1969年。

登録番号 5624 「재일 민단 일반, 1972」1972年。

登録番号 5636 「조총련 동향, 1972」1972年。

登録番号 6582 「재외국민 특별선도대책, 1973」1973年。

登録番号 7174 「북한의 일본을 통한 대남한 간접활동, 1974」 1974 年.

登録番号 7733 「재외국민 선도대책 수립추진, 1973-74」 1974 年.

登録番号 7734 「재외교민 실태조사단 파견, 1974-75」 1975 年.

登録番号 7736 「재일본 민단 확대간부회의 개최계획, 1974」 1974 年.

登録番号 7756 「조총련 동향, 1974」 1974 年.

登録番号 8215 「북한·일본 관계, 1975」 1975 年.

登録番号 8985 「재일본 한국인의 법적지위 및 복지향상 문제, 1974-75」 1975 年.

登録番号 9007 「조총련계 재일본 한국인 모국 방문, 1975」 1975 年.

登録番号 24479 「한·일본 회담 법적지위 요구 관철 민중대회 후의 민단 정상화를 위한 건의, 1964」 1964 年.

【韓国政府刊行物】

문화공보부 [文化公報部] 1974. 『朝總聯의 正體』.

外務部僑民 1 課 1979. 『僑民業務便覽』.

중앙정보부 [中央情報部] 1972. 『北韓對南工作史第一卷』.

중앙정보부 [中央情報部] 1973. 『北韓對南工作史第二卷』.

【韓国国会資料】

「國家再建最高會議常任委員會會議錄」

【新聞資料】

『조선일보』 [朝鮮日報]

【金日成著作物】

김일성 [金日成] 1997. 『재일조선인운동의 강화발전을 위하여 (1)』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 1999a. 『김일성전집 25』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 1999b. 『김일성전집 27』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 2002. 『김일성전집 43』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 2003a. 『김일성전집 48』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 2003b. 『김일성전집 49』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 2003c. 『김일성전집 50』 조선로동당출판사.

김일성 [金日成] 2004. 『김일성전집 53』 조선로동당출판사.

【總聯關係資料】

『조선신보』 [朝鮮新報] (總聯機關紙)

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1960. 「민단과의 통일전선사업에서 반드시 수행할 몇 가지 문제에 대하여」

재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1961. 『재일본조선인총련합회 제 6 차 전체대회 문헌집』 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1969. 『재일본조선인총련합회중앙위원회 제 8 기 제 5 차회의 문헌집』 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1970. 『총련결성 열다섯돌기념 문헌집』 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1971. 『재일본조선인총련합회 제 9 차 전체대회 문헌집』 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1973a. 『총련사업발전을 위한 강령적문헌』 시대사.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1973b. 『재일본조선인총련합회중앙위원회 제 9 기 제 5 차회의 문헌집』 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 1974. 「조국통일을 위한 분공사업 조직지도요강」 재일본조선인총련합회중앙상임위원회.

재일본조선인총련합회중앙상임위원회 [在日本朝鮮人總聯合會中央常任委員會] 2011. 『김일성주석님과 재일동포』 조선신보사.

【單行本】

전준 [田駿] 1972. 『朝總聯研究第 2 卷』 고려대학교 아세아문제연구소.

동의대학교 동아시아연구소 [東義大學校東アジア研究所] 2022. 『해방이후 재일한인 외교문서 해제집 제 2 권 (1945 ~ 1969)』 박문사.

박진희 [朴鎭希] 2008. 『한일회담 : 제 1 공화국의 對日정책과 한일회담 전개과정』 선인.

【論文】

김태기 [金太基] 2000. 「한국정부와 민단의 협력과 갈등 관계」 『아시아태평양지역연구』 第 3 卷 1 号, pp. 60-97.

노기영 [盧琦瑛] 2009. 「민단의 본국지향노선과 한일 교섭」 『일본공간』 第 6 卷, pp. 130-161.

신종대 [辛鐘大] 2019. 「남북한 외교경쟁과 '6.23 선언」 『현대북한연구』 第 22 卷 3 号, pp. 200-231.

오가타 요시히로 [緒方義広] 2018. 「이승만정부의 '재일동포' 정책 연구」 연세대학교대학원 정치학과 박사학위논문.

이재훈 [이·ジェフン] 2024. 「1974년 대한민국 정부의 대민단 인식: 외교사료관 소장 문서철 『재일본민단확대 간부회의 개최 계획』을 토대로」 『일본근대학연구』 No. 83, pp. 167-182.

- (1) 외무부 「조련계 및 중립계 재일교포 모국 방문 허용 계획」 (1975년 5월 23일)、韓國外交文書、登録番号 9007、pp. 9-23 (以下の注釈では、「韓國外交文書」を省略し、登録番号のみ記載)。
- (2) 「國家再建最高會議常任委員會會議錄」 1961年 8월 28日。
- (3) 외무부 정무국 「韓日關係当面問題対策」 (1960年 7월 4日)、登録番号 716、pp. 20-32。
- (4) 외무부 「재일 조총련계의 한국침투 방법에 대하여」 (1961年 9월 15日)、登録番号 716、p. 40。
- (5) 외무부 정무국 교민과 「재외국민지도위원회 간사회에 제출하는 정보 연구서 (안)」 (1962年 11월 10日)、登録番号 1375、pp. 17-28。
- (6) 주일한국대표부 「한일회담 법적지위 민중대회 후의 민단 정상화를 위한 건의」 (1964年 3월 2日)、登録番号 24479、pp. 2-5。
- (7) 有志懇は、金載華顧問 (元団長) が中心となり、権逸執行部による軍事政権への支持表明に反対して 1961年 10월에組織された。
- (8) 주일한국대표부 「한일회담 법적지위 민중대회 후의 민단 정상화를 위한 건의」 (1964年 3월 2日)、登録番号 24479、pp. 2-5。
- (9) 同上。
- (10) 1969年 3월에国会に上程された入管法では、在留外国人に対する規制項目として、法務大臣による「遵守事項」の指定や、在留資格外活動に対する「中止命令」などが規定された。これに対し、有志懇などは、「遵守事項」による在留規制強化などが在日韓国人に対する差別政策に当たると批判した (『韓国青年新聞』 1969年 3월 15日)。
- (11) 주일한국대사관 「정부와의 합동회의에 대비한 민단의 요망사항」 (1969年 7월 28日)、登録番号 3358、pp. 179-185。
- (12) 외무부 「출입국관리 법안에 관한 동향」 (日付不明)、登録番号 3354、p. 66。
- (13) 주일한국대사관 「민단정상화 대책 활동에 관한 보고」 (1972年 6월 22日)、登録番号 5624、pp. 20-49。
- (14) 외무부 「日本地域에 있어서의 北傀間諜狀況」 (日付不明)、登録番号 5636、pp. 47-55。
- (15) 외무부 「在日僑胞實態慰對策」 (1969年 2월 20日)、登録番号 3050、pp. 147-173。
- (16) 중앙정보부 「北傀의 対日本工作狀況과 朝総聯의 実態」 (1972年 3월 16日)、登録番号 5636、pp. 74-85。
- (17) 중앙정보부 「북괴 관계 요청 자료 통보」 (1975年

- 2월 19日)、登録番号 8215、pp. 9-55。
- (18) 외무부 「발신전보」 (1974年 5월 18日)、登録番号 7174、p. 49。
- (19) 외무부 「착신전보」 (1974年 5월 22日)、登録番号 7174、pp. 68-69。외무부 「착신전보」 (1974年 6월 25日)、登録番号 7174、p. 70。
- (20) 総聯から除名された元中央幹部の金英根ら反体制派は、韓徳録らによる独裁体制を受けて、1971年 10월에「総聯組織を正しくたて直すための闘争委員会」を結成した。
- (21) 외무부 「협조문: 교민 선도 강화 세부 계획 협조」 (1973年 10월 5日)、登録番号 6582、pp. 52-59。
- (22) 외무부 영사국 「재외국민특별선도책」 (1973年 7월 24日)、登録番号 6582、pp. 12-25。
- (23) 외무부 「기안용지: 재외국민 특별 보호, 선도에 관한 훈령」 (1973年 7월 13日)、登録番号 6582、pp. 4-7。
- (24) 주교베한국영사관 「재외국민 특별보호, 선도계획」 (1973年 7월 27日)、登録番号 6582、pp. 43-44。주후쿠오카한국총영사관 「재외국민 특별보호, 선도에 관한 계획수립」 (1973年 8월 3日)、登録番号 6582、pp. 45-49。
- (25) 외무부 「在美僑胞動態 및 그의 善導策」 (1973年 10월)、登録番号 7733、pp. 12-21。
- (26) 외무부 영사국 「보고자료」 (1973年 12월 8日)、登録番号 7733、pp. 22-26。
- (27) 외무부 정보문화국 「협조문: 교민 선도 강화 세부 계획 협조 요청」 (1973年 9월 28日)、登録番号 6582、pp. 50-51。
- (28) 외무부 「협조문: 교민 선도 강화 세부 계획 협조」 (1973年 10월 5日)、登録番号 6582、pp. 52-59。
- (29) 중앙정보부 8국 「在日敵性要素 (弘報資料)」 (日付不明)、登録番号 7756、pp. 283-365。
- (30) 중앙정보부 「북괴 관계 요청 자료 통보」 (1975年 2월 19日)、登録番号 8215、pp. 9-55。
- (31) 중앙정보부 「조총련 서신 공작 대비책」 (1974年 6월 6日)、登録番号 7756、pp. 111-114。
- (32) 외무부 「기안용지: 조총련 서신 공작 대비」 (1974年 6월 13日)、登録番号 7756、p. 117。
- (33) 외무부 「착신전보」 (1974年 5월 22日)、登録番号 7174、pp. 68-69。외무부 「착신전보」 (1974年 6월 25日)、登録番号 7174、p. 70。
- (34) 중앙정보부 8국 「在日僑胞의 問題点과 対策」 (1974年 5월)、登録番号 7736、pp. 12-27。
- (35) 중앙정보부 8국 「民団強化対策會議操縦計画」 (日付不明)、登録番号 7736、pp. 9-11。
- (36) 외무부 「民団擴大幹部會議開催計画」 (1974年 8월 8日)、登録番号 7736、pp. 117-125。
- (37) 在日本大韓民国家居留民団中央本部 「第2回民団強化対策會議開催要請の件」 (1974年 6월 18日)、登

- 録番号 7736、pp. 29-40。
- (38) 民団近畿地方協議会「建議案」(1974 年 10 月 18 日)、登録番号 8985、pp. 10-14。
- (39) 주일한국대사관 「민단 강화 대책 회의」(1974 年 7 月 8 日)、登録番号 7736、pp. 44-48。
- (40) 외무부 「발신전보」(1974 年 8 月 7 日)、登録番号 7736、p. 114。
- (41) 외무부 재외국민과 「題名不明」(1974 年 8 月 9 日)、登録番号 7736、p. 116。
- (42) 중앙정보부 「민단 확대간부회의」(日付不明)、登録番号 7736、pp. 154-159。
- (43) 외무부 재외국민과 「通話記録」(1974 年 8 月 16 日)、登録番号 7736、p. 162。
- (44) 외무부 재외국민과 「협조문 : 8·15 사건에 따른 보안대책에 관한 관계부처 회의」(1974 年 8 月 30 日)、登録番号 7733、pp. 78-81。
- (45) 作成者不明 (中央情報部と史料) 「在日民団組織의活用強化」(1974 年 8 月 28 日)、登録番号 7733、pp. 82-89。
- (46) 외무부 「협조문 : 안보정세 종합 보고에 따른 세부 대책 (안)」(1974 年 9 月 2 日)、登録番号 7733、pp. 90-105。
- (47) 외무부 교민 1 과 「(日本地域) 勝共指導特別巡廻講演 및 僑民實態調査報告書」(1974 年 11 月)、登録番号 7734、pp. 159-206。